

第 4 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和5年12月13日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和5年12月13日（水曜日）

午前10時5分開議

午前11時54分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第7号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 財産の取得について

議案第23号 当せん金付証券の発売について

議案第24号 公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定について

議案第25号 公立大学法人熊本県立大学定款の変更について

議案第28号 指定管理者の指定について

議案第29号 指定管理者の指定について

議案第48号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第55号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

請第14号 教育費負担の公私間格差・自治体間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①新大空港構想の概要について
- ②企業版ふるさと納税の令和4年度寄附実績について
- ③緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

出席委員(7人)

委員長 岩本浩治

副委員長 南部隼平

委員 溝口幸治

委員 高木健次

委員 西山宗孝

委員 幸村香代子

委員 立山大二朗

欠席委員(1人)

委員 緒方勇二

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 内田清之

政策審議監 津川知博

危機管理監 橋本誠也

政策調整監 神西良三

秘書グループ課長 福原彰宏

広報グループ課長 清水英伸

くまモングループ課長 鳥井薫順

危機管理防災課長 佐崎一晴

総務部

部長 平井宏英

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 松岡正之

政策審議監 下山薫

総務私学局長 中村誠希

首席審議員兼人事課長 磯谷重和

財政課長 臼井洋介

県政情報文書課長 坂本久敏

総務厚生課長 上塚恭司

財産経営課長 松尾亮爾

私学振興課長 枝國智一

市町村課長 阿南周造

消防保安課長 田口雄一

税務課長 坂口啓介

企画振興部

部長 富永 隼 行
 理事
 (デジタル戦略担当)
 兼デジタル戦略局長 小金丸 健
 政策審議監 門 崎 博 幸
 地域・文化振興局長 永 友 義 孝
 交通政策・統計局長 阪 本 清 貴
 球磨川流域復興局長 府 高 隆
 土木技術審議監 菰 田 武 志
 首席審議員兼企画課長 小 川 剛 史
 政策監 中 村 寿 克
 地域振興課長 久保田 健 二
 文化企画・
 世界遺産推進課長 木 原 徹
 交通政策課長 坂 本 弘 道
 統計調査課長 東 敬 二
 デジタル戦略推進課長 受 島 章 太 郎
 システム改革課長 黒 瀬 琢 也
 政策監 中 川 太 介

出納局

会計管理者兼出納局長 野 尾 晴 一 朗
 会計課長 杉 本 良 一
 管理調達課長 嘉 永 秀 俊

人事委員会事務局

局長 西 尾 浩 明
 公務員課長 永 野 茂

監査委員事務局

局長 浦 田 隆 治
 首席審議員兼監査監 江 橋 倫 明
 監査監 天 野 誠 史
 監査監 坂 本 誠 也

議会事務局

局長 波 村 多 門
 次長兼総務課長 村 田 竜 二
 議事課長 富 田 博 英
 政務調査課長 大 濱 順 和

事務局職員出席者

議事課主幹 泗 水 靖 希

政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前10時5分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから第4回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いします。

平井総務部長。

○平井総務部長 総務部長でございます。着座にて失礼いたします。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和5年度12月補正予算でございます。

今回の補正予算は、冒頭提案分といたしまして、熊本地震からの創造的復興や災害からの復旧、当初予算編成後の状況変化に伴い対応が必要な予算を計上しております。

また、追加提案分といたしまして、先月29日に成立いたしました国の令和5年度補正予算によるデフレ完全脱却のための総合経済対策に関連する事業などに必要な予算を計上しており、冒頭提案分と合わせまして541億円余を計上しております。補正後の予算規模は、1兆45億円余となります。

このほか、人事委員会勧告に基づく職員給与改定のための熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定などにつきましても、併せて御提案、御報告

を申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○岩本浩治委員 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等についての説明をお願いいたします。

臼井財政課長。

○臼井財政課長 財政課でございます。

横置きの総務常任委員会説明資料の1ページ目をお願いします。

12月補正予算の概要で、冒頭提案分が1ページ、追加提案分が2ページにあります。

まず、冒頭提案分について、熊本地震からの創造的復興や災害からの復旧のほか、当初予算編成後の状況変化への対応に係る事業に必要な予算104億2,600万円を計上しております。

主な内容ですが、まず、(1)熊本地震からの創造的復興で50億3,200万円でございます。

内容は、平成28年熊本地震復興基金交付金47億5,000万円、益城町における土地区画整理事業等の推進1億2,500万円、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の推進8,000万円、阿蘇くまもと空港の拠点性向上7,400万円でございます。

次に、(2)災害からの復旧で29億4,200万円でございます。

内訳は、令和2年7月豪雨災害からの復旧等18億500万円、令和5年梅雨前線豪雨等による災害からの復旧11億3,700万円でございます。

次に、(3)その他で24億5,200万円でございます。

主な内訳は、半導体関連産業の集積に伴う営農継続に向けた農地の緊急確保対策7,000万円、ふるさとくまもと応援寄附金に係る経費11億1,100万円、漁業取締り体制の検討を踏まえた漁業取締り船の代船建造700万円、職員の時間外勤務手当の増額6億9,900万円でございます。

続いて、12月補正予算の追加提案分でございます。

国の経済対策に合わせた独自の地域活性化策として実施する物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援のほか、当初予算編成後の状況変化に伴い対応が必要となった事業に係る予算436億8,600万円を計上しております。

主な内容ですが、(1)国の経済対策への対応で、防災・減災、国土強靱化等の推進317億5,400万円でございます。

次に、(2)経済対策に合わせた独自の地域活性化策57億8,300万円でございます。

内訳は、生活者への支援11億7,900万円、事業者への支援46億400万円でございます。

次に、(3)その他で61億7,300万円でございます。

主な内訳でございますが、半導体拠点整備に対応する排水対策の推進1億100万円、半導体関連産業の集積に伴う渋滞、交通アクセス対策の推進36億8,400万円のほか、資料記載の県民利便施設における感染症対策や環境整備など、国から追加交付がありましたコロナ臨時交付金を活用した事業や人事委員会勧告に基づく職員給与改定に要する経費でございます。

以上、12月補正予算の冒頭提案分と追加提案分を合わせまして541億1,300万円の増額補正となり、補正後の予算規模は、1兆45億6,900万円となります。

3ページをお願いします。

表は、一般会計、特別会計及び企業会計、それぞれの補正の状況を記載しております。

5ページをお願いします。

5ページと6ページが歳入予算の内訳となっており、主に6ページの9番、国庫支出金、15番、県債等を活用しているほか、所要の一般財源については、国の経済対策関連の事業と職員給与改定分に、12月に国から追加算定がありました5ページの5、地方交付税を活用し、その他事業には、6ページの13、繰越金を活用しております。

7ページをお願いします。

7ページと8ページが歳出予算の内訳で、一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

予算の総括説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長から議案等についての説明をお願いします。

磯谷人事課長。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

説明資料の15ページをお願いします。

総務部の令和5年度12月補正予算総括表でございます。

今回の追加提案分に係る補正予算につきましては、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う全庁共通の事柄でありますので、各課からの説明に先立ちまして、人事課から説明をさせていただきます。

なお、改定の詳細につきましては、後ほど関係条例案についての説明の際、改めて説明をさせていただきます。

それでは、人事課の例で説明をさせていただきます。

表の一番上、人事課の欄でございますが、左から4項目め、補正額(追加提案分)職員給与費の欄に記載のとおり、406万6,000円の補正をお願いしております。

各所属における補正額につきましても、各部署の補正予算総括表の補正額(追加提案分)職員給与費の欄に記載のとおりでございます

ので、一括しての説明とさせていただき、各所属からの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○福原秘書グループ課長 秘書グループでございます。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

熊本地震犠牲者追悼式につきまして、来年4月に開催を予定しており、その開催業務を委託する費用といたしまして、454万円余を限度額として設定するものです。

秘書グループは以上です。

○清水広報グループ課長 広報グループでございます。

11ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の広報関係業務につきまして、5,186万円を限度額として債務負担行為の設定をお願いしています。

この広報関係業務につきましては、テレビ広報、広報誌、熊本地震からの復旧、復興の状況を全国向けに発信するための制作委託などについて、年度内に契約を締結する必要があるため、設定をお願いするものです。

下段の首都圏広報業務につきましては、1,006万円余を限度額として債務負担行為の設定をお願いしています。

この首都圏広報業務につきましては、マスコミ業界に精通したPR会社を活用して、首都圏向けの効果的な広報を行うための業務に関して、新年度当初から実施する必要があるため、設定をお願いするものです。

13ページをお願いします。

広報費として、2,760万円をお願いしています。

これは、SNSを用いて国内外に熊本の魅力を発信するなどの経費でございます。

広報グループは以上です。

○鳥井くまモングループ課長 くまモングループでございます。

説明資料12ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を3件お願いしております。

上段のくまモン利用許諾審査業務は、くまモンのイラスト利用許諾事務を新年度当初から委託する費用として、限度額2,355万円余を設定するものでございます。

中段のくまモン隊管理運営事業は、くまモン隊の管理運営を新年度当初から委託する費用として、限度額1億8,668万円余を設定するものです。

下段のくまモンスクエア管理運営業務は、第5期分、令和6年4月から令和9年3月までの3年間の指定管理委託料として、限度額2,217万円余を設定するものです。

なお、第5期の指定管理者の指定につきましては、後ほど条例等議案で詳細を御説明させていただきます。

くまモングループは以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

続いて、総務部関係となります。

説明資料の16ページをお願いします。

まず、上段の一般管理費の説明欄でございますが、4億1,900万円余の時間外勤務手当の増額をお願いしております。

これは、年度途中の災害等特別な事情で時間外勤務が必要となった際に備えて、毎年度一括して人事課において当初予算で計上しているものですが、TSMC進出や経済活動活性化等による業務量の増大などに伴い、当初予算額では不足が生じることから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、下段の債務負担行為の追加でございます。

令和6年4月1日からの新規採用職員の初

任者研修で使用しますバス等の借り上げにつきまして、年度内に契約等の手続を終える必要があることから、限度額350万3,000円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

人事課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

22ページをお願いします。

大学費の増額補正でございます。

説明欄を御覧ください。

大学整備費、公立大学法人支援事業でございます。

これは、県立大学が行う大学構内のトイレの洋式化による衛生環境整備に対する助成で、コロナ臨時交付金を活用するものです。

県政情報文書課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

17ページをお願いいたします。

上の表は、債務負担行為の追加でございます。

県北広域本部につきまして、中九州横断道路用地の代行取得や基幹道路整備等の業務量増に伴い、土木部の職員が増加しています。執務スペースが大変手狭な状況です。そのため、県北広域本部敷地内に仮設庁舎を設置することで、執務スペースを確保したいと考えております。それに伴う建物のリース等に係る債務負担行為の設定を行うものでございます。

下の表は、繰越明許費の追加でございます。

これは、県庁舎の設備更新やLED導入、県有施設長寿命化保全計画の策定等に係る経費でございます。

設備更新等に係る工事資材の納入等に時間を要していること、また、長寿命化保全計画

策定については、来年度までの2か年契約であり、繰越しを設定するものでございます。

財産経営課は以上です。

○枝國私学振興課長 私学振興課でございます。

18ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

上の段の熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、海外進学を目指す中高生を対象に、英語力の向上のための講座等を実施するものでございます。年度当初から継続して受講をする生徒の支援のために、必要な額を計上しております。

下の段の就学支援金相談窓口関係業務は、保護者からの電子申請についての問合せに対応するために、相談窓口、ヘルプデスクを設置するというものでございます。

いずれも4月から切れ目なく対象生徒、保護者への対応を行うために、年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

補正予算の追加提案分でございます。

私学振興費でございますが、6,172万円余の増額をお願いしております。

説明欄にありますとおり、私立学校等物価高騰対策補助としまして、物価高騰による私立学校の光熱費の高騰分に対する助成を行うものでございます。

補助対象期間は、本年10月から来年4月までとしております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。

ただいま御説明申し上げました私立学校等物価高騰対策補助につきまして、事業期間を十分確保するために繰越しを設定するものでございます。

私学振興課は以上でございます。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

19ページをお願いいたします。

冒頭提案分です。

平成28年熊本地震復興基金交付金は、復興基金条例の期限が令和8年12月に迫る中、熊本地震からの復旧、復興の総仕上げとして、市町村が地域の実情に応じ被災者支援や防災対策などの残された課題を解決できるよう、復興基金50億円を住家の全壊世帯数や人口規模等を基礎として算定し、全市町村に交付金として一括交付する事業を追加するものでございます。

次に、25ページをお願いします。

追加提案分です。

物価高騰対応生活者支援交付金は、6月補正で、令和5年1月から9月までの間、LPガス使用世帯の支援として、世帯当たり6,000円を支給する市町村への助成事業を実施しておりますが、10月以降もLPガス価格高騰が続いていることから、今回、支援期間を令和6年4月まで延長し、世帯当たり4,000円を支給する市町村に対し、経費の2分の1を助成する事業を追加するものでございます。

最後に、26ページの繰越明許費についてですが、ただいま25ページで御説明しましたLPガス使用世帯支援事業の事業期間を十分確保するために繰越しを設定するものでございます。

市町村課は以上です。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

20ページをお願いいたします。

冒頭提案分です。

消防指導費に関する繰越明許費の追加についてでございます。

上段は、消防学校の教育訓練機能強化事業

についてでございます。

現在、訓練塔の再整備を進めており、全ての工事が来年3月末に竣工予定でございますが、天候不良等により事業が年度内に完了しない場合に備えて、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

下段は、市町村等消防施設整備費補助についてでございます。

市町村による消防団車両などの整備に対して補助するものですが、一部の市町村において、車両納入の遅れにより年度内の事業完了が困難となり、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

追加提案分でございます。

上段の防災総務費は、防災消防航空センターにおける感染症対策として、緊急出動時に使用する資機材やその保管庫などの整備に要する経費でございます。

下段の消防指導費は、消防学校における感染症対策として、eラーニング用の設備や教育訓練を分散して実施するための必要な資機材などの整備に要する経費でございます。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

21ページをお願いします。

税務総務費の増額でございます。

説明欄のふるさとくまもと応援寄附金について、今年度上半期の寄附受入額が大幅に増加したことに伴い、返礼品など寄附金の募集等に要する経費や寄附金の基金への積立てが所要見込額を上回るため、増額をお願いするものです。

税務課は以上です。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

29ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加を3件お願いしております。

す。

上段の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣市が水俣川河口臨海部において行う護岸整備等について、建設資材の入手困難により、中段の水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、同市が水俣市立総合体育館で行う空調設備整備等について、施工方法の見直し等により年度内に必要な工期を確保できなくなったものでございます。

下段の被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、球磨村から県が受託して実施する宅地整備等について、用地交渉に時間を要したこと等により年度内に必要な工期を確保できなくなったものでございます。そのため、これら3事業について、翌年度に繰り越すものでございます。

地域振興課は以上でございます。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

30ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございますが、令和6年度から令和10年度までの5年間の県立劇場管理運営業務として、限度額23億4,000万円余の設定をお願いするものです。

指定管理者の指定につきましては、後ほど条例等議案で御説明いたします。

その下の繰越明許費の設定でございますが、県立劇場施設整備費につきまして、部品の供給不足等により工事に使用する機器の納期が大幅に遅れていることなどから、年度内の工事完了が困難になる可能性が高いため、15億2,000万円余の繰越明許費の設定をお願いするものです。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

31ページをお願いします。

まず、冒頭提案分です。

右の説明欄をお願いします。

空港整備促進費の(1)阿蘇くまもと空港拠点性向上事業につきましては、本年10月に策定した新大空港構想に基づき、さらなる空港機能強化を図るために、国際貨物専用の保税上屋を緊急に整備する空港運営会社への支援に要する経費などをお願いしております。

次の(2)阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業については、現在国による鉄道事業許可を目指して調査等を進めておりますが、次年度に予定をしておりました鉄道概略設計調査の一部を前倒しして実施するための経費をお願いしております。

続きまして、32ページお願いいたします。

繰越明許費の追加です。

上段は、ただいま御説明した阿蘇くまもと空港拠点性向上事業について、上屋の設計、造成、施工等を考慮しますと、年度内の完了が困難であることから、繰越しをお願いするものでございます。

中段、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業につきましては、先ほど御説明した予算や環境アセスの予算を含めまして、年度を越えて調査を進める必要がありますので、繰越し設定をお願いするものでございます。

また、下段のくま川鉄道災害復旧支援事業については、現在球磨川第四橋梁を施工しておりますが、工法の変更等に伴う関係機関との協議、許認可に時間をやや要したため、次年度への繰越しをお願いするものでございます。

なお、令和7年度完了を予定しております全体の復旧スケジュールには、影響を及ぼすものではございません。

少し飛びまして、35ページをお願いいたします。

追加提案分です。

右の説明欄をお願いいたします。

交通整備促進費の地域交通燃料価格高騰対

策事業といたしまして、国の経済対策補正予算成立いたしましたことから、燃料価格の高騰により影響を受けるバス、鉄道、航路等の地域交通事業者等への支援に要する経費をお願いしております。

6月補正でお願いした分と基本的には同様のスキームでございます。

36ページにつきましては、繰越明許費の追加でございます。

ただいまの燃料高騰対策予算につきましては、国の支援に合わせまして支援対象期間を来年4月までとしておりますので、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

交通政策課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

33ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございますが、熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業として、限度額1億4,000万円余の設定をお願いしております。

これは、本庁と地域振興局等を結ぶ県総合行政ネットワークなどの管理運営に係る令和6年度の業務委託につきまして、切れ目なく令和6年4月1日から委託するため、本年度中に契約事務などを終える必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

34ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございますが、庁用自動車賃借として、限度額468万円の設定をお願いしております。

これは、職員が用務で使用する自動車の賃借について、年度内に契約する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするもので

ございます。

球磨川流域復興局は以上でございます。

○嘉永管理調達課長 管理調達課です。

38ページをお願いします。

給食業務など4業務につきましては、全庁的に共通するものとして当課で取りまとめ、一括して御説明いたします。

今回は、年度末までに契約を行っておくことが必要なもののうち、契約事務に相当の期間を要するものについて債務負担行為の設定をお願いするものです。

まず、債務負担行為の追加分の給食業務ですけれども、特別支援学校や定時制高校の当該業務につきまして、2億2,700万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

続きまして、39ページをお願いいたします。

ここからは変更分となります。

上段の県有施設等管理業務につきましては、県内各地域の総合庁舎等の清掃や警備など施設の維持管理等の業務に係るもので、変更後の限度額は39億4,200万円余となっております。

下段の情報処理関連業務につきましては、職員用のパソコンや各種システムの保守管理などの業務委託に係るもので、変更後の限度額は23億6,200万円余でございます。

40ページをお願いいたします。

最後に、事務機器等賃借につきましては、パソコンなど電子機器類のリースなどに係るもので、変更後の限度額は28億7,600万円余でございます。

管理調達課は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

続きまして、条例案について御説明します。

説明資料の43ページをお願いします。

第7号議案、熊本県知事の権限に属する事

務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、45ページの条例案の概要で説明をさせていただきます。

まず、1、条例改正の趣旨につきましては、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたことなどに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容につきましては、(1)は、知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村に移譲する場合は、当該市町村の長に協議をしなければならないとされており、今回協議が調った事務について追加するものでございます。

まず、アの医療法及び医療法施行令に基づく事務のうち、医療法人における収益及び費用等の報告の受理に関する事務及び医療法人の吸収分割に関する事務について、これまで移譲を行っています熊本市に対しまして、当該事務を新たに移譲するものでございます。

また、イの老人福祉法に基づく事務のうち、地域密着型通所介護に係る施設の設置の届出の受理に関する事務について、これまで移譲を行っています八代市を含む3市町に対しまして、当該事務を新たに移譲するものでございます。

さらに、ウの農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務について、この法律に基づく事務自体が新規の権限移譲となり、今回、八代市を含む8市町に移譲するものでございます。

(2)は、漁港漁場整備法の一部改正により、法律の名称が変更されることによる規定の整理を行うものでございます。

3、施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

続きまして、69ページをお願いします。

第55号議案、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

少し飛びまして、103ページ、条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨につきましては、本年10月の人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与の改定を行うとともに、県議会議員の先生方や知事など、特別職の職員の期末手当の改定を行うものでございます。

2、改正する条例は、今回記載の(1)から(8)までの関係する条例8本を一括して改正いたします。

3、主な改正内容でございますが、1点目が、(1)の一般職の職員の給料表の改定でございます。

高卒程度の初任給を1万2,000円、大卒程度の初任給を1万700円引き上げるとともに、若年層の職員が在職する号給に重点を置き、全職員の給料月額を引き上げるものでございます。

2点目が、(2)の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。

アの令和5年度の表を御覧いただきますと、人事委員会勧告を踏まえ、一般職は年間0.1月引き上げて4.5月、特別職も、一般職同様、年間0.1月引き上げて3.4月、定年前再任用短時間勤務職員は年間0.05月引き上げて2.35月とし、その引上げ分を12月期に支給するものでございます。

イにつきましては、令和6年度の6月と12月における各支給月数でございますが、先ほど申し上げました引上げ後の年間の支給月数を、各支給期に均等に割り振ることとしております。

3点目が、(3)の初任給調整手当の支給月額の限度額の引上げでございます。

これは、医師、また獣医師の人材確保のために支給している手当でございますが、人事委員会勧告を踏まえまして、条例に規定する上限額について、それぞれ引上げを行うものでございます。

4、施行期日ですが、3の(1)の給料表の

改定、また、3の(3)の初任給調整手当の限度額の引上げにつきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用することとしております。

3(2)のアの今年度期末手当及び勤勉手当の改正は、公布の日から施行し、令和5年12月1日に遡って適用することとしております。

3(2)のイの令和6年度の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和6年4月1日から施行することとしております。

人事課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

条例等議案3件でございます。

まず、47ページをお願いいたします。

第8号、熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次の48ページをお願いします。

条例案の概要で御説明させていただきます。

1、改正の趣旨でございます。

地方独立行政法人法の一部改正により、大学評価委員会による大学の業務実績評価のうち、毎年度の評価が廃止され、6年間の中期目標期間において、中間と最終の評価のみとなったことを踏まえ、関係規定を整備するものです。

次に、2、主な改正内容は、評価委員会委員の任期を2年から3年に改めるものでございます。これにより、委員は、任期中に1回評価を行っていただくこととなります。

3、施行期日は、公布の日でございます。

また、4、その他としまして、経過措置を定め、現在の委員の任期は、従前どおり2年といたします。

条例議案につきましては以上でございます。

す。

続きまして、53ページをお願いいたします。

第24号、公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定についてでございます。

少し飛んでいただきまして、58ページをお願いいたします。

中期目標案の概要で御説明させていただきます。

まず、1、目標策定の趣旨でございます。

地方独立行政法人法により、大学が次期6年間に達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを大学に指示する必要があるでございます。

なお、大学は、この目標に基づき、同じく6年間の中期計画を定めることとなっております。

次に、2、主な内容としまして、記載のとおり、3点を重点的に取り組む目標としております。

(1)教育の質の向上としまして、地域社会を担う人材の育成を推進するため、教育の質の向上を図ることとしております。

(2)としまして、大規模自然災害からの復興支援を含めた地域社会の発展に貢献する教育研究の推進を図ることとしております。

(3)グローバル化の推進としまして、学生の国際交流の推進や教育研究の国際化を図り、大学のグローバル化を推進することとしております。

なお、6月定例会で素案を報告させていただいた後、パブリックコメント、大学への最終意見照会、知事への再説明、大学評価委員会の最終審議を経ております。

その結果、「DX」、「半導体関連人材の育成」などとの文言を加え、また、国際交流に関する目標をさらに強化する旨の文言を加えております。

次に、3、中期目標の期間ですが、令和6年4月1日から、法に基づき6年間としてお

ります。

4、その他としまして、大学の中期目標の策定については、法により議会の議決を経る必要があるとされております。

県立大学の中期目標案につきましては以上でございます。

最後に、59ページをお願いいたします。

第25号、公立大学法人熊本県立大学定款の変更についてでございます。

次の60ページをお願いいたします。

定款案の概要で御説明させていただきます。

まず、1、定款変更の趣旨でございます。

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、大学は中期計画のみ策定し、年度計画の策定は廃止されましたことから、関係規定を整備するものでございます。

次に、2、主な改正内容としまして、法人の理事会、経営会議及び教育研究会議における審議事項のうち、年度計画に関する事項を削除するものでございます。

3、施行期日は、令和6年4月1日でございます。

4、その他としまして、県立大学の定款の変更については、国への認可申請に先立ち、議会の議決を経る必要があるとされております。

県政情報文書課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

49ページをお願いいたします。

財産の取得でございます。

50ページの概要で御説明をいたします。

今年度、県庁舎の新館全体と本館の一部所属にフリーアドレスを導入することに伴い、机、椅子などの什器を更新するものでございます。

12月定例会で議決をいただいた後、本契約を締結し、3月までに設置を完了する予定で

ございます。

財産経営課は以上です。

○臼井財政課長 51ページをお願いします。

当せん金付証券の発売についてでございます。

これは、いわゆる宝くじでございますが、令和6年度の県の宝くじ発売額の範囲を決定するものでございます。

当せん金付証券法第4条の規定に基づきまして、総務大臣へ発売許可を申請するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

発売総額につきましては、令和5年度と同様に、110億円以内としております。

財政課は以上です。

○鳥井くまモングループ課長 資料61ページをお願いします。

議案第28号、指定管理者の指定についてでございます。

くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設、くまモンスクエアにつきましては、今年度末第4期指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者の選考手続を行いました。

選定の結果、現在の指定管理者であるカーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体を第5期の指定管理者とし、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。

選定の概要につきましては、資料62ページで御説明いたします。

本年8月18日から約1か月間、指定管理者の公募を行った結果、3に記載してありますとおり、2団体から申請がございました。

裏面の63ページをお願いします。

10月に外部有識者の方々による指定管理候補者選考委員会を開催し、カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体が適当との御意見をいただきました。

カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体は、グッズや音楽制作、企画等のオリジナリティーがあり、また、これまでの運営実績に基づく施設運営の安定性も申し分なく、インバウンド対応等、今後さらに充実した施設運営が期待できることから、指定管理候補者として選定いたしました。

くまモングループは以上です。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

65ページをお願いします。

議案第29号、指定管理者の指定についてでございますが、県立劇場の令和6年度から令和10年度までの次期指定期間の指定管理候補者の概要につきまして、66ページで御説明いたします。

次期指定期間においても、本県の文化振興の拠点としての県立劇場の役割を果たすため、1、選定の経緯に記載のとおり、外部有識者5名で構成する指定管理候補者選考委員会での審議を踏まえ、非公募により公益財団法人熊本県立劇場を指定管理候補者として選定しました。

3の選定理由といたしましては、公益財団法人熊本県立劇場の提案内容は、本県の文化拠点として、多くの県民に質の高い実演芸術に触れる機会の提供、実演芸術に係る人材の育成、確保、関係機関との連携強化などについて、指定管理候補者選考委員会での評価が高く、この評価を踏まえて選定したものです。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりまりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、

着座のままで説明してください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○高木健次委員 予算書の19ページですけれども、市町村課。

これは、平成28年の熊本地震復興基金の交付金事業であります。今回、約50億円取り崩して、この基金を市町村に配分というふうにならうと聞いておりますが、この概要と執行状況、この辺ちょっと詳しく教えていただけませんか。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

熊本地震復興基金のまず概要について御説明いたします。

そもそもこの復興基金につきましては、県及び被災市町村が、復旧、復興に向け、地域の実情に応じ、被災者の生活再建支援や地域コミュニティの再生、産業、教育、文化振興等の様々な事業を執行するに当たり、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金、基金として、平成28年10月に造成、設置されたものでございます。

基金条例の設置期限は、発災10年後の令和8年12月末とされております。

復興基金の規模につきましては、特別交付税510億円、宝くじ交付金13.2億円の計523.2億円となっております。

この523.2億円の当初の配分計画としましては、3点ございまして、被災が大きかった市町村、被災市町村と言いますけれども、その被災市町村へ一括交付する創意工夫分として100億円、2点目として、県が活用事業の統一ルールを定める基本事業分として373.2億円、3点目として、県の広域的課題分50億円としております。

それぞれの配分計画に基づくこれまでの執行状況についてですが、まず、創意工夫分の100億円につきましては、平成29年度に対象30市町村に一括交付しており、全額執行済みです。

2番目の基本事業分373.2億円につきましては、令和4年度までに311億円が執行済みでして、基金の設置期限であります令和8年度までの執行予定を含めると、323.2億円が執行となる見込みのため、差引き50億円が今後の執行可能額となるということでございます。

今回の12月補正予算では、この50億円を原資に、復旧、復興の総仕上げとしまして、全市町村へ一括交付を行わせていただきたいというふうに考えております。

最後に、残った3、県の広域的課題分50億円は、今後の執行可能額として全額確保しているものでございます。

市町村課は以上でございます。

○高木健次委員 今の説明で、この復興基金が総額で約523億円ですかね。これをずっと使ってきて、交付して、411億円、大体今までに消化しているというような説明だったと思いますが、100億円残ったわけですよ。それで、今回、各市町村に――被害の大きかったところとか、今全市町村にこの残りの分で対応しているということだったと思うんですけども、大変市町村にとっては非常にいいことじゃないのかなと。28年の熊本地震の災害復旧で、まだ積み残しているところとか、その災害によっていろいろ何か課題等も出てきて、それに対応する予算をここで執行できるということになれば、大変市町村にとってはいいことだと思います。

ぜひこれは、まだ残っておったわけですから、ぜひ市町村とまた協議の上、しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

ただ、50億円、今回市町村に拠出をするわけですが、今の話では、残りの100億円の中で50億円はまだ残っているわけですよ。課長、そういうことですよ。その50億は、県のほうで、広域的な課題分として50億、これはもう地震からずっとここに積み残してきていると思うんですよ。何か非常にもったいないなというような感じもしますけれども、45市町村の状況というんですか、これはもう大体その辺の話はできていると思うんですが、市町村の反響、状況はいかがですか。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

今回、この50億円を一括交付するに当たりますして、全市町村を私と総括補佐のほうで回りますして、状況について御説明をしました。

おおむねありがたいという意見が出まして、例えば、避難所の強化としまして、公民館のトイレが和式になっていると、それをじゃあ洋式に変えてみようとか、そういった様々な工夫ができるんじゃないかという意見をいただいております。

引き続き、今後、執行状況につきましては、単に一括交付して県の管理、関与が終わるというわけじゃなくて、あくまでも熊本地震の復旧、復興に関連した事業という一応縛りがありますので、そういった悩ましい事案は相談を受けるとか、後は、1年に1回は使途について報告を受けますので、そういった中で引き続き適正な管理をしていこうというふうに思っています。

以上でございます。

○高木健次委員 市町村も、非常にこれは喜ばれると思います。やっぱり、今になってこういうお金を出していただけるということであれば。

ひもつきとか裏負担とかなんとか聞くと、何か非常にイメージが悪いですけども、ただ、しかし、やっぱり地震に関連している

な事業にこれを使っていくということで、大変いいことじゃないのかなというふうに思っています。

ただ、県分がまだ、さっき言ったように、50億円、広域的課題分として残っておりますが、これはやっぱりもう7年間ずっと残ってきているわけですから、何か有効利用ができないのかなと、私は私なりに思います。

先般、ちょっとスポーツ施設のことで知事にも質問しましたが、やる気のある市町村が手を挙げれば、それぞれに支援をしていこうという知事の答弁もあっておりましたけれども、こういうのに使えればまた面白いといえますか、非常に市町村もやる気が出てくるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、この使い道は、また市町村課で、また財政を含めて、いろいろ検討していただければ大変ありがたいなというふうに思っておりますけれども、50億円、課長、早く消化するあるいはしばらくまたためて持っておくというようなこと、その辺の感想はいかがですか。

○臼井財政課長 財政課でございます。

基金を財政課のほうで所管しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

復旧、復興のためにということで約523億円ありまして、県の広域的課題分としては、今50億円ございます。

これについては、基金のほうが熊本地震による災害からの早期復興を図るためということですので、復旧、復興の事業あるいはその先にある創造的復興、こういったもののために、県の広域的課題に対しまして有効活用しようということで考えております。

委員今御質問ありましたような——私も、本会議場で委員の御質問を聞いておりましたけれども、委員のほうから、たしか市町村のスポーツ施設整備の提案を募って、それを県として支援するというやり方も考えられるの

ではないでしょうかというような御質問もあったかと思えます。知事のほうからも、委員御提案の方法も含めまして、様々な形で市町村や民間と連携を図りながら、野球場を含めて、スポーツ施設整備ができるだけ早期に実現できるよう、その在り方について引き続き丁寧に検討を進めてまいりますというふうに申し上げているところでございます。

私自身としまして、そのような方向でしっかり、財政をつかさどる立場として、引き続き丁寧に検討してまいりたいというふうに思っております。

○高木健次委員 財政課長からお話がありました。いろいろなことをちょっと考えていきたいというような答弁でもあったというふうに思いますが、私の主観で申し上げますと、先般質問で申し上げましたとおり、きたぎんボールパークですかね、盛岡の。これは、108億円ぐらい総工費がかかっていると思うんですが、県と市の両方で折半して、県が40%、盛岡市が60%ということは、50億あればどっちか、熊本市と県とやれば、1つのすばらしい球場あたりもできるんですね。

これは、一応説明では、復興に係る基金に対するひもつきみたいな用途ですから、なかなかその辺まではちょっといけないかも分かりませんが、ただ、球場とかスポーツ施設も地震の被害を受けているところもあるんですね。その辺をひもづけていくなれば、まあ全額とは言わなくても、何がしかの予算をつけていただければ、知事の言われたとおり、市町村の応援にもなるというふうに思っておりますので。また、知事も、今期でもう引退ということでもありますので、何かこう足跡をちょっと残してほしいという感じもしますので、その辺はちょっと財政課長のほうも検討してみてください。

委員長、以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

その他、ほかに質疑ありませんでしょうか。

○幸村香代子委員 16ページの職員給与費というところなんですけど、時間外勤務手当等ということで計上をされております。

先ほど説明の中で、T SMC 関連の業務量増大を見てというような説明があったかなと思うのですが、このちょっと算出といたしますか、そのところの——どんな考え方でこれは算出されたのかなというところを教えてくださいたいと思います。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

こちらの時間外勤務手当の分でございますけれども、人事課において、知事部局全体の分の時間外勤務手当を一括して当初予算でも組んで、必要に応じて各所属のほうに使っていただくために配っているということでございます。

年度途中途中で確認をしまして、今年度当初に積んだ分では少し足りないということで、今回積み上げをした上でこの金額を提案させていただいているということでございます。

○幸村香代子委員 ということは、今後も見越してということで理解していいですか。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

先ほどT SMC の関係あるいは業務が活性化してということで申しましたけれども、そういったもろもろの背景も踏まえて、各部局が今年度末までにこういった業務がさらに必要だとかやる必要があるということで、時間外勤務がこれだけ発生する見込みだというのをやり取りをさせていただいた上で積み上げておりますので、今年度については、今年度

末までの見込みで今回提案をさせていただいているということでございます。

○幸村香代子委員 今回の一般質問等にもありましたけれども、やはりTSMC関連で非常に業務量が増大するだろうと。それに関連して、やっぱり職員さんの負担軽減、また採用も含めて、人材の確保といったところも御提案になっていたかなというふうに思います。

それで、もう一方では、働き方改革も含めて、今進められている中で、過度にやはり集中して、ある特定の部署であるとか特定のところに集中しないように、やはりそこら辺りはバランスを取っていただけて進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

そのほか何かありませんでしょうか。

○立山大二郎委員 それでは、30ページ、文化企画・世界遺産推進課、県立劇場管理運営業務のところについて少しお尋ねさせていただくんですけども、どうしても新型コロナ禍が続いて、例えばホールを借りられる方も減少し、利用される方も減っていったなんていうところもあったんじゃないかなと。

そういった中で、きちんと今、回復傾向にあっているのかどうかという状況をちょっとお伺いしたいのと、管理運営業務費としても、これで十分かどうかというところで、やっぱり県立劇場は、本県の文化の殿堂といえますか、核になる施設でございますし、どうしてもスポーツ施設の話は、皆さんも御期待があるので、たくさん本会議でも出てくるんですけども、やっぱり一方で、文化行政というものは、本当に行政側がある程度スポンサーしていかないと、どうしても

持続できないというところがございます。

そういった中で、本当に県立劇場の果たす役割というのはとても大きい、県民の中で発表する場でもありますし、また、一流のアーティストに触れる場でもある。そういった中で、この管理運営業務の費用で十分賄っているのかどうかというお尋ねのところをちょっとまず伺わせていただきます。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

お尋ねの管理委託経費の件でございます。

現状で、コロナ禍におきまして、令和2年度が一番施設利用率が下がった時期でございました。

施設利用率といたしましては、利用日を利用可能日で割った数字があります。それに関しましては、令和2年度に、コンサートホール、演劇ホールともに30%前後まで落ち込んだのですが、現状で、そちらが今80%前後まで回復しつつあるところでございます。おおむねコロナ禍前に戻りつつあるというふうに認識しています。

そのような中、管理委託経費の妥当性でございますけれども、第4期の管理委託経費を検証いたしまして、そちらに昨今の光熱水費の高騰、そういったもろもろの外的要因も含めまして、その分は上乘せしております。

公益財団法人の県立劇場とも、管理委託経費の妥当性につきましては、今、今期の分を検証した上で、そこを踏まえて次期の分に関しても設定いたしましたので、現状では妥当な額というふうに認識しております。

以上でございます。

○立山大二郎委員 どうしても燃費高騰ですかありましたので、非常に心配しておったんですけども、今御答弁伺って安心したところでございます。

報告第29号に係るところでございますけれ

ども、改めて申し上げますけれども、やっぱり文化関係もしっかりと目を向けていただいて、特に、先般、高校文化祭のオープニングイベントということで、本当に一流アーティストの方と熊本の高校生がコラボレーションするような事業もございましたけれども、そういったことができるというのは、やっぱり県劇ならではのと思うんですね。各市町村でもいろんなホールをお持ちですけれども、やっぱり県劇の格というものがありまして、やっぱりあそこで発表できる、また、あそこで触れるということができるというのはとても重要なことですので、ぜひしっかり県立劇場にも目を向けていただいて、これからの文化振興のやっぱり県内のハブになると思いますので、振興をよろしくお願ひしたいと思ひます。

加えて、やっぱり駐車場の使いにくさというのが、非常によく県民の方からも言われるところですので、将来的には、そういったところの運用だったり整備も含めて御検討いただければありがたいと思ひます。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○立山大二郎委員 はい。

○溝口幸治委員 今立山委員の質問に関連してですけれども、非常にスポーツとか文化に力を入れるというのは大事なことで、立山委員の御意見に賛同するところですが、今委託費の話がありました。

委託費の積算の根拠というか、また同じところに委託をするので、そこは理解をするところですが、例えばピアノの買換えとか、長い年月のたっているものがあつたりして、これを買換えるとちょっと一流のアーティストが呼べるのにとかという話も、ここ数年出て

おります。

こういうところに、県として、これから年末、年明け、来年度予算の編成も含めて、検討がされていくところでしょうが、こういうところに力を入れていくことによって、その委託費だけではなくて、県としてこの文化振興にどれだけ力を入れていくかというのが表示できていくので、立山委員のお話にあつたような、文化に力を入れるということができると思ひます。

県立劇場も、あの地震で大きく傷んで、その後復活をしてきたということで、さっきの50億の基金の使い方は財政課長とかに任せますけれども、まさにこの震災から復興してきて、これから力を入れていくというときですので、ここに対する財政的な、しっかりとした支援が必要になってくるんじゃないかというふうに思ひます。

文化やスポーツは、我々が思っている以上にいろいろな可能性を秘めたもので、子供たちにあるいは携わる方々に夢や希望を与えるものですので、ぜひそこにはしっかりと力を入れていただきたいと思ひますが、これは財政課長に言うたほうがいいですか、それともどなたか決意を述べていただければ。

○富永企画振興部長 今お話しありましたとおり、文化、スポーツ、これに力を入れていくということは、これから県政にとつても極めて重要なことだと考えております。

財政的なことについては、財政課とも相談しながらではありますが、機運を県民の中でもあるいは議会や県庁の中でも、文化、スポーツを振興していくということ盛り上げていきまして、しっかりとやっていきたいというふうに考えています。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございます

か。

○溝口幸治委員 別でいいですか。

○岩本浩治委員長 はい。

○溝口幸治委員 今回、400億以上の補正が組まれました。これは、いわゆる物価高騰対策、ここに力を入れていくということが国全体で示されて、県がそれをまた請け負ってやっていくわけですが、幾つか交通関係とか、それからLPガス関係とか出てきますけれども、要は、ここから先どう早く支援をする人々に届けるかというのが大事になってくるかと思えます。

そういった面で、これは総務部長なのか企画部長なのか分かりませんが、既にLPガスとかは実施していて、継続的なやつなのでそんなに手間暇かからないのかもしれませんが、ほかの事業も含めて、その辺の事業者あるいは自治体へ速やかにこの予算成立後届けるというところについてどうお考えなのか、どなたからか回答をお願いいたします。

○平井総務部長 総括的な話ということでございますので、私のほうから。

今回の予算編成に当たりましては、経済対策という特性で、とにかく早く執行、各支援すべき対象に届けるということを念頭に置いて議論をしました。

その中で、国の施策自体も、物価高騰対策、継続的にやっているものでございますので、なるべくこれまでやってきたシステム、やり方、この辺を踏襲して、それによってなるべく早く届けたいという発想の下で全ての事業は考えたつもりでございます。

今御指摘にありましたLPガスなんかも、ただいままさに進行中の事業をいかに二回り目回すかというような視点で議論いたしてお

ります。何とか早くやりたいと思っております。

○溝口幸治委員 よろしく申し上げます。以上です。

○西山宗孝委員 53ページ、県政情報文書課によろしいですかね。

県立大学の条例、今回出ておりますけれども、特に、58ページのほうにちょっと概要が整理してあるんですけれども、これは、令和6年4月1日から12年まで6年間にこういった目標——概要でありますけれども、目標で県大運営していくということだろうと思えますけれども。

この委員会の管外視察で岩手県立大学に行かせていただきました。非常に、副学長さんの主体的なお話を聞いておまして、これは帰ったら熊本県内にもぜひこういったことを伝えないかぬなということで、執行部も何名か行かれたと思えますけれども、その上に立って、これは新年度からまた予算もそれなりに検討されていくと思えますが、今熊本は、TSMCであるとかあるいはコロナ後のインバウンドも相当増えていますし、また、九州の拠点性も高まっていく中で、やっぱり県の運営する県立大学が、国立とか私立とか言わないで、やっぱり中核的な役割、教育をするのは、非常に熊本県の発展にとっても必要だろうと思うんですが、これだけを見ますと、予算的に本当に国際交流なんかは予算が伴わないと、学生もあるいは人事交流も含めてできないと思うんですが、その辺りを、新年度に向けての今回の改正をどのように思われているのか、お伺いしたいと思います。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

この前、岩手県立大学に委員の皆様と視察に行かせていただきまして、ありがとうございます。

いました。私たちとしましても、大変刺激を受けまして、特に地元の市と連携したイノベーションセンターの運営などは大変刺激になったところでございます。

県立大学としましても、これまでの大学の運営を継続しつつ、県のこれからを担う人材を育成するために、将来を見据えた人材の育成が必要だと考えております。

その中で、DXであるとかグローバル化の推進ということで、時代の要請に応えた人材を育成するようなことに重点を置けるような目標として、その辺の文言を強化させていただいているところでございます。

具体的な予算に落とし込みますと、グローバル人材育成の支援であったり、地域貢献の推進に係る支援であったり、また、大規模災害からの再生、復興に係る支援であったり、それから、TSMCの進出も踏まえましてDXの推進であったりといったところにつきましては、通常の運営費交付金に加えまして、上乗せした予算を要求させていただいているところでございます。その辺は、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 坂本課長、大学の行政の立場としてのこういった企画予算でもあろうかと思うんですが、岩手に行った際にみんな感じたことが、副学長さんでしたっけ、大学改革の中心になってやるんだということ、その方のお話を聞かせていただいて、やっぱり運営が——運営がといますか、現場、大学の学長なりあるいはそういった主体にある方々がもっとそういったことに改革心を持っていかないと、やっぱり地方の県立大学という印象がまだ拭えないところもあると思うんですよ。そういったことは、ぜひ現場についてもお伝えいただければと、また、お話を聞く機会があればと思いますけれども。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

その辺につきましては、白石理事長をトップにしっかりとリードしていただいておりますので、県としましても、大学と連携を図りながら対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 西山委員、よろしゅうございますか。

○西山宗孝委員 はい。

○岩本浩治委員長 お願いしときます。ほかに質疑はありませんでしょうか。

○高木健次委員 31ページの交通政策課なんですけれども、この中で1億5,000万補正が組んでありますが、空港整備促進費ということで、阿蘇くまもと空港の拠点性向上事業で7,400万、空港アクセス鉄道の整備調査検討事業8,000万、この概要をちょっと説明——坂本課長ですかね、お願いしたいと思います。

○坂本交通政策課長 まず、上段の拠点性向上事業につきましては、これは物流関係でございます。国際貨物をきちっと取り扱えるような体制をまず早急に組むという予算で、会社への支援の予算等でございます。

アクセス鉄道につきましては、これから鉄道強化に向けていろんな調査があるんですけども、鉄道概略設計、来年度以降予定しておりました部分について、できるところはもう今年度から着手していこうということで、前倒しの調査費でございます。

以上でございます。

○高木健次委員 物流センターの建設ですよ

ね、これは。

○坂本交通政策課長 これは、空港機能としての保税上屋という、どうしても国際的な取引をする場合に、空港にその施設が必要になるということで、空港運営会社が整備する上屋でございます。

○高木健次委員 分かりました。

JASMの関係で、非常にまたこの辺の機能というのは、やっぱり造っておかないと發揮できないというようなことだろうと思えますけれども、やっぱり大事なことですから、これはしっかりやってほしいと思います。

それと、調査検討事業ですけれども、今から非常に調査検討が多く出てくると思うんですよね、いろいろな検討が。これも非常に大事なことだろうと思えますので、特にこの交通政策課、アクセス鉄道については、非常にまた忙しくなるというふうに思いますが、課長、頑張ってください。

以上です。

○岩本浩治委員長 坂本交通政策課長、よろしゅうございますか。

○坂本交通政策課長 委員御指摘のとおり、非常に重責ではございますが、しっかり頑張っていきたいと思えます。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 その他何かありませんでしょうか、質疑は。

○溝口幸治委員 すみません。61ページ、指定管理者の県民交流館のやつですけども、これはカーリーノさんがということで、この議案については全然私もいいと思えますけれども、蒲島県政の中で、幾つも功績がある中で、くまモンが誕生して、くまモンを活用し

ていろいろなイベントをやる、これは大きな実績の一つだと思います。

その中でも、やっぱり外に出したということがすごかったのではないかと、いわゆる県庁の中だけでやってしまおうとせずに、やっぱりこういう分野をこの指定管理という制度を使ってやっている。非常にやっぱり頑張っているんじゃないかと思うんですよね、今のこのカーリーノさんとかのやり方っていうのは。なかなかこれ県庁で抱えていたらできなかったなと思うんですけれども、ぜひ、今回また指定管理でここを取られたので、こういう方々に県議会からも評価をされているということをお伝えいただきたいのと、これって、やっぱり今から、先ほど幸村先生がちょっといろいろなものが偏ったり、県庁の働き方改革どうなのという御指摘がありました。これは、今回決算委員会でも相当そこは集中して審議をさせていただきましたけれども、どうしても出せないものもあるけれども、工夫したらこうやって指定管理だとか業務委託だとかといって出せるものもあると思うんですね。

これから、県庁も、なかなか人も、採用も思ったほど入ってこないという非常に厳しい時代なので、こういう考え方はとても大事になってくると思います。ぜひ、それぞれの部、課で勇気を持って外に出すと、こうやって指定管理に出すとか委託を出すということについても、ぜひ勇気を持ってやっていく時期に入ってくると思いますので、そのことを私から要望して終わりたいと思えます。

○岩本浩治委員長 要望ということですので、よろしゅうございますか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第8号、第11

号、第23号から第25号まで、第28号、第29号、第48号及び第55号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外10件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外10件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第14号を議題いたします。

請第14号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○枝國私学振興課長 私学振興課でございます。

請第14号としまして、教育費負担の公私間格差・自治体間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願が提出されております。提出者は、熊本私学助成をすすめる会でございます。

公私間の学費、教育条件の格差をなくすため、私学助成の増額等を求めるもので、3項目でございます。それぞれの項目の現状や県の取組について御説明いたします。

1点目は、ICT環境の整備や施設の耐震化を進め、専任教員を増員するため、国に向けた経常費助成の拡充要請でございます。

まず、ICT環境整備ですが、生徒1人1台学習用端末の配備等について、国及び県の補助事業による支援を行っております。

県補助事業は、コロナ交付金を活用しておりますので、今年度限りの予定ではございますが、国に対して一層の支援を要望いたしたところでございます。

次の学校施設の耐震化については、国及び

県単独補助により施設や非構造部材の耐震化支援を行っております。

国の補助事業は、現状、令和6年度までとなっておりますが、さらなる期限延長を要望したというところでございます。また、経常費助成については、その拡充について国に要望しておるところでございます。

2点目、熊本県単独予算による学費補助制度の拡充でございます。

就学支援制度については、令和2年度から、年収590万円未満世帯に対する支援の上限額が大きく引き上げられました。

令和元年度まで県負担分に充てていました県単独予算につきましては、別の国補助制度のさらなる創設、拡充に伴う県負担分に充てまして、引き続き私立学校の生徒、保護者の経済的負担軽減を図っております。

3点目は、年収350万円未満世帯までに入学金の補助を求めるものでございます。

この点につきましては、現在、私立高等学校授業料等減免補助事業におきまして、生活保護世帯を対象に入学金を補助しております。

請願の各項目の説明は以上でございます。

県としましては、引き続き教育環境の充実確保のため、取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ほかにないようでございますので、なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第14号について、いかがいたしますか。

○幸村香代子委員 私も紹介議員のほうにならせていただいておりますけれども、非常に今回生徒さんたちも下通、上通辺りで署名活

動をなさっているということで、今回、1万筆を超える署名を提出されております。

確かに、先ほど説明を受けた中で、590万未満世帯については、一律の39万6,000円が支給されるようになったと。それから、そのほかも含めて、2010年度には無償化があった。それについては、やっぱり皆さん認められていますし、助かっているというふうなお声は聞いております。

でも、それでもやっぱり公立、私立を選択するとき、お金がかかるから私立が選べない、また、こういったものを学びたいけれども、私立に行くと親御さんに負担をかけていくということでもちゅうちょをしている子供さんもいらっしゃいますし、そうではなくて、やっぱり子供たちが、自分たちの進路、こうなりたい、こんなふうなことを学びたいというときに、公立も私立も関係なく選択できていく、そういった環境をやっぱり県としてもつくっていく必要があるというふうに思っています。100%望むものをやるということじゃなくて、できるところから少しずつでもやっていけたらどうかなというふうに思います。

それで、国への要望もやられているところもありますけれども、重ねてというところで、やっぱりそれをやっていただきたいというふうに思いますし、前回の県議会のほうには、私立の経営者の皆さんのほうから要望書も出されて、それは採択をしております。そういった意味も含めて、今回のこの請願については採択いただきたい、私は採択をしたいというふうに思っています。

以上です。

○溝口幸治委員 不採択でお願いしたいと思えます。

請願者の趣旨については、よく理解をするところですし、毎年署名を集めてこの場に來ていただくということについても、敬意を表

するところであります。

今幸村先生がおっしゃったように、私学の助成に関する意見書は、皆さんで国にも提出していますが、やっぱり国家として、国としてしっかりこの私学助成あるいはICT環境の整備をやってもらうということで、執行部と議会とともに、国にその制度の拡充とか、そういったものをずっとお願いしていますので、請願者の趣旨は、大きくは我々も理解をしているところであります。

ただ、県とすれば、今できる限りの支援はしているというふうに、我々は今解釈をしています。さらに、この趣旨でいくと、県に独自でというようなことでありますので、この辺りは今後引き続き論点になってくるところかもしれませんが、この請願については、不採択でお願いをしたいというふうに思います。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ただいま、採択、不採択の御意見が出ました。

次に、請第14号について、採択、不採択の挙手を求めたいと思います。

それでは、請第14号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○岩本浩治委員長 それでは、挙手少数と認め、請第14号は、不採択とすることで決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

小川企画課長。

○小川企画課長 企画課でございます。

当課から、報告書2点でございます。

まずは、右上に報告資料①と書いてある資料から説明をさせていただきます。

本年10月24日に策定をいたしました新大空港構想についてになります。

資料のまず1枚目でございます。

新大空港構想は、平成28年に策定をいたしました大空港構想Next Stageの取組の成果が現れてきたことに加え、TSMCの本県進出といった環境変化を踏まえて作成をしたものになります。

空港周辺地域の将来像としまして、地方創生の先進地域を目標に掲げ、有識者会議からの提言を踏まえ、おおむね10年間の取組の方向性をまとめました。

これまでの取組の継承と新たな環境変化に対応しまして、大きく2点、空港機能のさらなる強化と空港周辺地域のさらなる活性化、これに向けまして、4つの柱で取組を進めてまいります。

資料の2枚目をお願いいたします。

イメージが1枚大きく記載があるかと思いますが、空港周辺地域の将来像のイメージを作成してみました。幾つか説明をいたします。

空港の北側には、今回の例えばTSMCの進出を契機に企業の集積が進み、また、空港の西側には、新産業の創出、研究拠点としてのにぎわいが生まれる姿、こういったものを描いてみました。

また、資料全体として、農業と工業のバラ

ンスを重視した取組の推進ですとか、いわゆるインフラの部分で言いますと、北側の部分、上のほうですね。中九州横断道路、また空港アクセス鉄道の整備のイメージも盛り込んでおります。

資料の3枚目とあと4枚目が、先ほど申し上げた構想の概要の4つの柱を紹介しております。

まず、柱の1つ目が空港機能の強化になります。

空港アクセス鉄道の整備、路線の誘致、運用時間の見直し、空港貨物の体制整備等に取り組んでまいります。

柱の2つ目が産業の集積、また産業力強化になります。

新生シリコンアイランド九州の実現に向け、半導体関連企業の集積に取り組むとともに、半導体以外の産業につきましても、UXプロジェクトの推進等による新産業の創出を目指してまいります。

ページが変わりまして、柱の3つ目になります。交通ネットワークの構築になります。

災害に強いまちづくりや交通渋滞の緩和に向けて、道路の整備、改良だけではなく、バスや鉄道の利便性の向上など、ハード、ソフトの両面から交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

最後、柱の4つ目が快適な生活ができる街づくりになります。

創造的復興の取組の継続や環境と経済の両立に向けた取組の推進、後は周辺市町村と連携をしましてまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、こうした4つの柱に基づき、空港周辺地域のさらなる活性化に取り組み、将来的には空港周辺のみならず、県全体、そして九州全体に波及効果をもたらし、50年後、100年後の熊本の発展につなげてまいりたいと考えております。

1点目については以上になりますが、私の

ほうから、続きまして、報告資料の②についても御説明をさせていただきます。

テーマ変わります、企業版ふるさと納税、こちらの昨年度、令和4年度の寄附の実績について御報告をさせていただきます。

まずなんです、この企業版ふるさと納税につきましては、これまでは、総務常任委員会ではなく、前年度の寄附の活用状況は決算特別委員会の資料に掲載をさせていただいておりましたが、本県は頂いている寄附金額が大きいもので、多数の事業に充当させていただいておりますので、今回、その全体像も一覧できるように、今年度は総務常任委員会で御報告をさせていただくことにしました。

資料の1枚目が、企業版ふるさと納税の制度の概要になります。

県外の企業が本県の地方創生の取組に対する御寄附を行った場合に、法人関係税が税額控除されるもので、国の税制改正によりまして、令和2年度から控除対象が最大で6割から9割に拡充をされております。

この企業版ふるさと納税の制度で御寄附をいただくことは、我々県としましても、歳入の増になりまして、大変ありがたいと考えております。

地方創生を目指して取り組む各種の県の事業の財源とさせていただくとともに、企業との新たなパートナーシップの構築にもつながることから、本県を寄附先として選んでいただけるように積極的に取り組んでいるところになります。

資料の次の2ページをお願いいたします。

こちらは、昨年度の分野ごとの寄附の受入れ実績になります。

昨年度は、豪雨災害や熊本地震からの復興、地方創生の取組など、幅広い分野で58件、8,000万余の御寄附をいただいております。

頂いた寄附につきましては、企業からの要望に応じまして、次の3ページ、また4ペー

ジのとおり、主にデジタル田園都市国家構想交付金の事業を中心に充当をさせていただいております。

繰り返しになりますが、県としては、企業版ふるさと納税で御寄附をいただくのは大変ありがたいと考えております。昨年度から、寄附の企業とのマッチングの促進事業を取り組むなどしております。

今後、本県の地方創生の取組に、企業からさらなる御寄附をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に報告資料③と記載のあるA4カラーの資料をお願いいたします。

緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について御報告させていただきます。

なお、本件につきましては、総務常任委員会のほか、建設常任委員会においても同様に御報告させていただきます。

まず、1、「緑の流域治水」の主な取組状況として、(1)新たな流水型ダムについて御報告します。

①環境アセスメントについてですが、中段の手の流れのとおり、国において、11月28日に環境影響評価の結果などを示した環境影響評価準備レポートが公表されました。今後、順次関係する地域内で説明会が開催される予定となっております。

また、今後、一般住民、県環境影響評価審査会及び関係市町村長の意見などを踏まえ、知事意見を提出する予定です。

なお、下段のイメージ図が、準備レポート公表に合わせて公表されました川辺川の流水型ダムのイメージ図でございます。

資料の裏面をお願いします。

続いて、②流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みについてでございます。

流水型ダムは、安全、安心を最大化するものであるとともに、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、事業の方向性や進捗を確認する仕組みの第2回会議を12月23日に開催する予定でございます。

続いて、(2)球磨川流域治水協議会についてでございます。

中段の枠囲みのおり、12月4日に第8回球磨川流域治水協議会を開催し、流域治水プロジェクト及び流水型ダムの環境影響評価結果の概要などについて協議を行いました。

最後に、2、五木村・相良村の振興について御報告させていただきます。

まず、五木村については、中心部である頭地周辺地区に続きまして、先月14日に、川辺川上流域の治水対策などと連携した振興策の取りまとめに向けて、住民を主体とした宮園周辺地域振興協議会を設置するなど、国、県、村が一体となった新たな振興計画に基づく具体的な取組を推進しています。

また、国において、五木村の水没予定地に設置した流水型ダムの大型模型実験施設を活用し、洪水調節により一時的に浸水した後の五木村への環境影響について、村民に対して丁寧な説明が行われています。

相良村については、村の新たな振興策として、10月に川辺川の河川整備及び国道445号バイパス整備に向けた住民説明会を開催いたしました。

また、村の避難訓練を兼ねた地元説明会において、3次元仮想空間、いわゆるメタバースを活用した流水型ダムの治水効果や村に与える環境影響についての説明を併せて実施しております。

引き続き、流水型ダムに係る環境影響について丁寧に説明するとともに、国、県、村が一体となり、両村の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

○幸村香代子委員 報告資料③の緑の流域治水の推進のところで、お話というか、質問をさせていただきたいというふうに思います。

確かに、今環境影響評価の準備レポートが公表されておりまして、16日から各地で説明会が開催をされます。説明会の会場は7か所ということで、12月16日から、五木村を皮切りに開催をされます。

それで、八代市の場合なんです、八代市で開催されるのが泉町の振興センター五家荘、開催される日が12月18日18時から。夕方からですよ。道路が凍結するんじゃないかと心配をします。

前回もここで開催をされていて、もう本当に行かれた方たちが恐ろしかったというふうにおっしゃっておいりました。今回の環境影響を受ける範囲ということで設定をされていますけれども、本当に住民の意見を聞こうというふうに思うときに、この場所が適当かどうかということが一つあると思います。前回のとき、5人参加をされていて、結局五木の方は参加者ゼロだったというふうに思います。

この場所の選定について、こういう状況であったと、場所を違うところで開催してもらえないかという意見を国交省に届けていただいたかどうかということをまず確認をさせていただきたいと思います。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

まず、関係地域内での開催場所についての考え方について、いま一度御説明させていただきたいと思います。

環境影響評価法において、準備書、今回、

法と同等のアセスでございますので、準備レポートという名称でございますが、対象事業に係る環境影響を受ける範囲内と認められた地域において開催することが規定されております。

今回、環境影響評価の結果ですけれども、方法レポート段階で制定された関係地域について変更がなかったということで、ダムが集水域を含む川辺川の流域及び川辺川合流点から渡地点までの球磨川というふうに関係地域がされております。

そこで、この集水域である八代市泉町もこの関係地域でございますので、泉町で、これは法にのっとってきちっと開催するということには変わらないというふうに理解しているところでございます。

○幸村香代子委員 規定されているのが泉町ですよ。五家荘なんですか。

○中川政策監 五家荘は、八代市泉町内にあると理解しております。

○幸村香代子委員 泉町ということであれば、五家荘でなくても、もうちょっと下の振興センターいずみ、もっと市民の皆さん、また関係者の皆さんが参加しやすい場所なんです。どうしてそこが選定されなかったのかというふうに思うんです。

○中川政策監 五家荘がまさに川辺川の上流域でありまして、集水域でありますので、そこで開催するものというふうに認識しております。

確かに、この準備レポートの説明会は、各会場とも、開催地はそこではございますけれども、住所地にかかわらず、どなたでも別の場所でも参加可能でございます。また、休日や夜に開催されるなど、できる限り多くの方々が参加できるようにということで、国にお

いて日程を設定されているというふうに認識しております。

また、都合が合わない方のことも想定しまして、国においては、この準備レポートの内容の説明動画も、川辺川ダム砂防事務所ウェブサイトにて今公開されております。都合が悪い方、ちょっと行きにくいなという方についても、説明が行き届くようにということで国のほうも努力されていると理解しております。

○幸村香代子委員 確かに、影響を受ける範囲というところで、こうなんだって、こんなふうに規定されているんだということについては承知しているんですよ。

でも、あの豪雨災害、結局、八代の中でも一番被害を受けたのは坂本町、お隣の芦北。このダムができると、いや、水害、軽減されるんですよ、なくなるんですよということも含めて、ダムの建設が推進されているということであれば、本当にこの被災をされた方たちが参加されやすい、そこに配慮された会場がやっぱり選ばれるというのは当然のことだというふうに思うんです。どこでも参加できますよ、こんなふうに見えますよということについては、重々承知をしております。しかしながら、そもそも設定をする場所というのが、こんなふうにされるのかなということで、非常に残念な思いもしております。

ということで、事前に——事前というか、この場所が決定されたときに、お電話でこういったこともお話をさせていただきました。いただいた御意見は国交省にお伝えをしますというふうに言われましたので、今日の意見も含めてお伝えいただければというふうに思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 それでは、ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ほかにないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまでの委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、委員の皆様からその他で何かありましたら、質問をお受けいたします。

○溝口幸治委員 委員長と副委員長に御審議をいただきたいんですけども、今流域治水の話というか、取組の話がありました。

環境影響レポートは、とてもみんなが心配するだろうという観点からしっかりとまとめてありますので、委員の皆様方御一読いただきたいと思っておりますけれども、五木村に流水型ダムができて、いろいろな人も見れるようになったというふうに聞いていますので、ここは所管の委員会ですので、年明けですけれども、どこかのタイミングでその模型を見に行くということも御検討いただければというふうに思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 ただいま溝口委員から出ました。

年明けにでも模型を視察したいというふうに考えます。

期日等につきましては、また皆さん方に御連絡をさせていただきたいと思っております。

ほかにありませんでしょうか。

○幸村香代子委員 すみません。1点気になっていることがありまして、今年7月と11月に職員のハラスメントが非常に大きく報道もされ、取り上げられました。その中身も含めて、非常に心配するところでもあります。

それで、県庁内において、やはりハラスメントをなくしていく、そういった取組について、今どんなふうに行われているのかということをお尋ねしたいのですが。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

御指摘のハラスメント、パワハラの件かなというふうに思います。

再発防止策というか、そういうのが非常に大事だなと思っております、これは、通知をそのたびに徹底するようにしております。

実は、令和2年度に国のほうがハラスメントの考え方を大きく変えていますので、その際に指針的な数値というのをしっかり整備して周知しておりますし、懲戒処分の指針も変えております。そこをまずは徹底していくということが1点。

それから、研修をかなり広範にやっております。全職員がハラスメントの研修を受けるということになっておりますので、そこは、こういった事例も踏まえて、さらに呼びかけをしていきたいということが2点目でございます。

後は、内容に応じてきちんと毅然とした態度を今後も取っていくということが大事なかなというふうに考えて、時間はかかりますけれども、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○幸村香代子委員 ありがとうございます。

そういったふうな取組について、やっぱり県民の皆さんのところから御心配の声が届いております。で、こういったふうな取組をやって、こういったふうな改善もやっているんですというようなことを、やはり県民に向けて発信をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○岩本浩治委員長 ほかになければ、以上で議題を終了いたしたいと思います。

最後に、要望書等が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長